

土浦市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年3月27日付け土浦市監査委員告示第5号で公表した令和5年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和7年3月11日

土浦市監査委員

市 原 和 弘

土浦市監査委員

寺 内 充

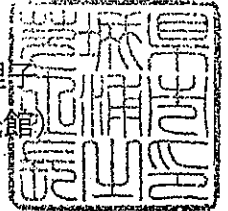




土三公発第 1 号
令和 7 年 2 月 25 日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市長 安藤 真理
(担当課：三中地区公民館)



令和 5 年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

監査の結果（指摘事項）	賃貸借している土地でマイカー通勤職員駐車場に係る行政財産の目的外使用許可を行っていた。 行政財産の目的外使用許可が出来るのは、市が所有している土地等の行政財産に限られるため、賃貸借している土地を行政財産の目的外使用許可により使用させることはできない。 本件土地に係る賃貸借契約書では転貸借が禁じられているため、本件土地に駐車させるならば、その土地の所有者の了解を得た上で、当該職員に転貸借をするか、あるいは別の駐車場を確保する等、適切な方法により処理されたい。
講じた措置の内容	行政財産の目的外使用許可については、行政財産として市が所有している土地等に限り行うことができるため、当該公民館においても市有地に対して許可を出しているものでございます。 しかしながら、当該公民館の施設用地においては、建物に隣接する舗装駐車場である市有地と、建物から離れた未舗装駐車場である借地があることから、職員は公民館利用者の利便性を優先し、建物からより遠い借地部分へ駐車することが多くなっていました。 また、使用を許可した場所に駐車する機会は、公民館利用者の駐車に支障がなく、かつ利用の少ない荒天時や夜間等が中心になるなど、使用許可と実際の駐車場所が異なる状況が発生しておりました。 今後は行政財産使用条例を始めとする関係法令を遵守し、公民館利用者の利便性を損なわないよう配慮しながら、使用を許可した場所への駐車を行ってまいります。

